

第二期地方分権改革の断行を求める緊急提言

地方分権型社会への転換を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方が全力を挙げて多くの課題を解決し、真の地方分権改革を推進していかなければならない。

特に、現在の世界的な危機的経済状況にあっては、経済対策において国は国として果たすべき役割に専念し、地方自治体は地域ニーズに的確・迅速に対応した対策を実施することが重要であり、地方分権の意義がまさに問われているところである。

こうした中、当ブロック内においては、関西広域機構において、「関西広域連合」（仮称）の検討を行っているところである。地方分権改革は国・地方挙げて取り組むべき課題であり、我々としても、自ら地方分権改革を切り開くという決意のもとに臨んでいる。

このような我々の取り組みも踏まえ、第二期地方分権改革が、“生活者の視点に立つ「地方政府」の確立”に向け大きく前進するよう、第3次勧告以降のスケジュールを明らかにするとともに、「骨太の方針2009」に地方分権改革の道筋を明記し、政府として地方分権改革を断行するという姿勢を示すことを強く求める。

また、分権委員会に対しては、第3次勧告を真の地方分権改革の推進につながる内容とするよう強く求める。

．政府に対する提言

政府に対して、次の事項の実現を強く求めるものである。

1 地方分権改革推進委員会の勧告に示された改革の実現

分権委員会が取りまとめた第1次勧告・第2次勧告に示された改革の実現に真摯に取り組むとともに、地方分権改革推進要綱・出先機関改革に係る工程表等において、地方への事務・権限の移譲内容、組織改革の具体的な方向性、職員削減の数値目標等の先送りされた課題や内容が後退している課題について早急に結論を明確にし、その実現を図ること。

なお、第2次勧告で提示された「地方振興局」をはじめとする巨大地方機関の創設については、設置の必然性や民主的統制の面から問題があることに留意し、改革にあたっては、地方の意見を十分に反映させること。

また、今後取りまとめられる分権委員会の第3次勧告を踏まえ、分権改革の実現のために必要不可欠となる地方税財源の充実強化等を進めること。

2 国と地方の役割分担の適切な見直しと国の出先機関の廃止・縮小

地方分権型社会の構築を前提とした国と地方の役割分担の適切な見直しを行い、国・地方間の事務・権限の移譲、法定受託事務の自治事務化等を実施すること。地方に対する国の過剰な関与・義務付けの廃止・縮小、及び「上書き権」を含めた条例制定権の拡大については、第2次勧告を尊重し、徹底的に取り組むこと。

また、第2次勧告の範囲に議論を限定することなく、国が本来果たすべき役割は何かを真摯に議論し、国の組織、事務の徹底した合理化を進めた上で、地方の決定権限

を拡充するとともに、それに必要な税財源を一体的に移譲すること。その際、不必要となる国の出先機関については廃止・縮小すること。

3 地域実情を踏まえた道路・河川の権限移譲の協議の推進

道路・河川の権限移譲については、国土交通省提示の基準に縛られることなく、幅広いものとし、整備の進んだ地域と遅れた地域、財政力の強い自治体と弱い自治体の違いなど地域の実情を踏まえ、各府県の意向を尊重して協議すること。

また、財源措置や人員等の確保、大規模災害への対応、バイパス整備の進捗状況など個別の道路・河川の状況に応じた移譲時期といった課題については、地方と十分な検討・協議を行うこと。さらには、移管に必要な維持管理業務に関する情報の開示を積極的に行うこと。

特に事務・権限移譲に伴う税財源の確保については、税財源の確保を伴わずに移譲がなされる事例も全国的に散見される遺憾な事態になっている。改めて、政府一体の検討を進め、早期に税財源の確保を具体化することを強く求める。また、現在の国の整備・管理水準を移譲後も維持できるよう、地方の税財源を確実に確保したうえで、自由度の高いものとする。

・地方分権改革推進委員会に対する提言

分権委員会に対して、次の事項を盛り込んだ第3次勧告とするよう強く求めるものである。

1 国・地方のあり方に対する根本的な議論を踏まえた勧告の実施

第3次勧告において、第1次・第2次勧告の範囲に議論を限定することなく、国と地方とのあり方について根本的な議論をさらに行い、国民視点に立った大胆な地方分権の方向性を示した勧告を行うこと。

2 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務・権限と責任に見合うよう、まずは、国税と地方税の税源配分が5：5となるよう、さらなる税源移譲を行うこととし、その際、地方自治体が安定した住民サービスを提供できるよう、より安定的な税源である消費税を地方消費税として移譲するとともに、交付税原資が減少しないような制度を盛り込むこと。

さらに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、地方の意見を十分に尊重した上で、消費税を含めた税体系の抜本的な改革への方向性を示すこと。

3 地方交付税の抜本強化

地域間格差を解消し、生活者の暮らしの安心を実現するためには、税体系の抜本的な改革とともに、三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により大幅に低下した財源調整機能・財源保障機能の復元・充実が図られるよう地方交付税の抜本強化が必要である。

住民に身近な地方が安定した行財政運営を行えるよう、地方財政計画に地方の財政

需要を適切に積み上げ、引き続き地方交付税の抜本強化を求めるとともに、地方財政計画の策定過程の透明化を図るなど、地方交付税の予見可能性を高める方策を盛り込むこと。

また、地方の財源不足額の多くの部分が、赤字地方債である臨時財政対策債で賄われている不健全な現状を踏まえ、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき法定率引き上げを求めること。

さらに、地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」の早期具体化について盛り込むこと。

4 新たな制度創設等に伴う適切な措置

新たな制度創設や制度改正に伴い、地方との十分な協議を経ずに、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが行われる事例が見られる。

地方への新たな義務付けや負担増を伴う制度創設・改正に際しては、地方の同意を得られるよう十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、適切な財政措置を講じるよう求めること。

5 (仮称)「地方行財政会議」の法律による設置

現在、国と地方の意見交換会が開催されているが、内容、回数ともに不十分である。

政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるように(仮称)「地方行財政会議」を法律により設置することや、その権限について明確に盛り込むこと。

平成21年6月2日

近畿ブロック知事会

福井県知事	西川 一誠
三重県知事	野呂 昭彦
滋賀県知事	嘉田 由紀子
京都府知事	山田 啓二
大阪府知事	橋下 徹
兵庫県知事	井戸 敏三
奈良県知事	荒井 正吾
和歌山県知事	仁坂 吉伸
徳島県知事	飯泉 嘉門
鳥取県知事	平井 伸治